

国民健康保険料等の負担を軽減

その他の失業者の保険料減免

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象

- 次のすべての要件を満たす人
- ・離職時点で65歳未満
- ・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード（右の表）で確認できます。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12カ月以上の場合）
34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合）

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

（例）令和5年3月31日から令和6年3月30日までに失業した人

■国保料=離職日翌日の属する月から令和7年3月まで

■高額療養費負担限度額等=離職月の翌月から令和7年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証
※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内（医師の意見書により最大6カ月まで延長可）

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書等加入者全員の収入状況等を証明できる書類、全ての通帳（直近3カ月分記帳されたもの）、家賃のわかるもの（賃貸の人）

※要件等詳しくは、お問い合わせください。

ジェネリック医薬品差額通知について

市の国民健康保険加入者で、現在処方されている新薬（先発医薬品）からジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせする「ジェネリック医薬品差額通知」を9月末から通知します。

※ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい人に通知するもので、全員のの人に届くわけではありません。

▶ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは

厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品で、先発医薬品の特許が切れた後に有効成分、分量・用法が同じ医薬品として販売される安価

な薬です。ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、調剤する薬局にない場合もあります。また、形や添加剤、色、味等も異なる場合があります。ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師までご相談ください。

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。※利用店舗や利用方法等は、お問い合わせください。※マイナンバーカードとカード受領

時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

■取得できる証明書

令和6年度の所得証明書、課税（非課税）証明書
※確定申告等により所得に変更があ

った場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合は発行できません。

■サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時（土・日・

祝日含む）
※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

■交付手数料

1通200円（市役所窓口の交付は1通300円）

☎税務課市民税係（☎983-1113）

税証明の窓口交付には本人確認書類が必要です

税務課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税（所得）証明の不正取得を防止し、個人情報保護を図ることを目的に、窓口で書類提示による本人確認を行っています。

交付申請時には、次のいずれかの本人確認書類（郵送請求の場合は写し）を持参してください。

▶1点だけで本人確認が可能な書類
マイナンバーカードや免許証等、官公庁が発行した顔写真付き証明書

▶①または②に示す2点の組み合わせにより本人確認を行うもの（顔写真がない場合）
①健康保険証、介護保険証、年金手帳等のうち2点
②銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と、①の書類のうち1点

☎税務課市民税係（☎983-1113）

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税を1戸あたり100㎡を限度に3分の1減額します。

■減額の要件

新築した日から10年以上経過し、次の①～②のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下）であるこ

と
①65歳以上の人（改修工事が完了した翌年1月1日現在）

②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人、または申請時に障がいのある人

■対象となる改修工事

令和8年3月31日までに、次の①～⑧のいずれかのバリアフリー改修

工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの
①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

■申請手続

改修工事完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類（工事明細書や工事箇所の写真等）と居住要件を満たすことを証明する書類等を添えて申請してください（必要に応じ、現地確認を行います）。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください（郵送の場合は写しを添付）。※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係（☎983-2480）